

虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針

① 虐待及び身体拘束等の適正化のための基本的な考え方

虐待は人権的侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法・児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊厳を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する行為を行わない。

◎ 虐待の種類

- ・身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ・性的虐待：利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- ・心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ・ネグレクト：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

また、身体拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むもの。放課後等デイサービス サードベースでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく、職員一人ひとりが利用児童の身体的・精神的障がいを理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努める。しかし、利用者またはほかの利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急や無負えず身体拘束等（切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ）を行わなければならない場合、手順に従って実施する。

- ・切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと

- ・非代替性: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ・一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

② 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

身体拘束の防止に努める観点から、「身体拘束適正化検討委員会」(以下「委員会」という。)を組成する。なお、本委員会の統括責任者は管理者とし、児童発達支援管理責任者、支援員を「身体拘束防止に関する措置を適切に実施するための担当者とする。委員会は、年2回以上、定期的を開催し、検討、協議する。

(2) 身体拘束適正化に関する責務等

身体拘束防止に関する統括は統括責任者が行い責任者は管理者とする。身体拘束防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針に従い、身体拘束の適正化を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図るとともに日常的な身体拘束の適正化等の取り組みを推進する。また、責任者は身体拘束を発見しやすい立場にあることを自覚し、身体拘束の早期発見に努めなければいけない。身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームでの療育を行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

③ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権の尊重したサービスの 励行を図り、職員教育を行う。

- (1) 定期的な教育・研修(年2回以上)の実施
- (2) 定期的なヒヤリハットの共有
- (3) 新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施
- (4) その他必要な教育・研修の実施(研修会への参加や報告など) 研修の実施内容については、紙面または電磁的記録等により保存する。

④ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

虐待等（疑いを含む）が発生した場合は、速やかに市町村へ報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待が職員であったことが判明した場合には、役職を問わず、厳正に対処する。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先にする。通報をしたことにより、通報した職員にたいして会社や事業所が不利益な取り扱いをすることはしない。

⑤ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

原則として身体拘束及びそのほかの行動制限を禁止する。しかし、利用者またはほかの利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急や無負えず身体拘束等（切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ）を行わなければならない場合、手順に従って実施する。

- (1) 委員会による決定と個別支援計画への記載委員会による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行う際には、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、支援会議において組織として慎重に（切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たしているか）検討・決定する。身体拘束等を行う場合には、個別支援計画書に身体拘束等の対応及びやむを得ない理由を細かく備考欄に記載する。

- (2) 本人・家族への十分な説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

- (3) 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、その対応及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討する。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、直近の支援会議・委員会で報告する。

⑥ 利用者等に対する当指針の閲覧に関する基本方針

当事業所の虐待防止及び身体的拘束等適正化のための指針は、利用者及び家族等が確認できるように当法人のホームページにて閲覧可能な状態にする。

⑦ その他、虐待防止の適正化推進のために必要な基本方針

外部への研修の積極的な参加、事業所内での情報共有や定期的な研修により職員の支援に対する意識及び質の向上に努める。また、職員間で声を掛けやすい環境整備、開放デー等を含めた保護者や近隣の方々の目がある風通しの良い事業所づくりをしていく。

<附則>

本指針は、2023年3月1日から適用する。